

2024年以降

相続登記(名義変更)が義務化されました！

3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

時間が経てば経つほど
相続関係が複雑になり
手続きが面倒になります。



名義変更が終わっていない
不動産は売却できません。
売りたいときに売れない
可能性があります。



これから発生する相続だけ
ではなく、これまでに発生した
相続についても名義変更が
義務化されます。



これらが
すべて 相続トラブルにつながる可能性があります！

ご自分でせず、いちど専門家にご相談ください。

ご来場者に「はじめての方にカンタン解説シリーズ（小冊子）」進呈！

税理士法人日本会計グループ監修の解説シリーズ決定版！「相続」のアレコレが分かりやすくまとまった冊子です。（A4版）無料相談会ご来場者の皆様にもれなく進呈いたします。

相続が発生したら
やらなければならない
「相続手続き」



- 相続発生後すぐに行うべき手続き
- 遺産に係る各種手続き
- 相続税の申告と納税手続き

ほか

遺産分割のしかたを知ろう
「遺言書の書き方」



- 遺言書の書き方
- 遺産分割のしかた

ほか

これだけは知っておきたい
「相続と税金」



- 相続人の範囲と順位
- 相続人がもらえる相続財産
- 相続税の計算方法
- 贈与と贈与税の計算ポイント

ほか

はじめての
「民事信託」



- 民事信託についての基礎知識
- 相続・事業承継における民事信託の活用方法
- 民事信託の実務手続き

ほか

相続税と贈与税の
「税務調査」



- 相続税申告の現状
- 財産別の税務調査ポイント
- 税務署における資料収集
- 生前贈与
- 書面添付制度の活用

ほか

相続の専門家がお悩みを解決いたします。

生前
対策

相続税

家族
信託

遺言

立夏の 「相続」 無料相談会

相続のご相談が急増しています！

相続税の申告は他人事ではありません！
みなさんに納税の可能性がある時代です。

開催日

5月 7 木・8 金

6月 4 木・5 金

各日
10時
▼
16時

このあとの相談会予定日（変更の場合があります）

7月9日（木）・10日（金）／8月5日（水）・6日（木）・7日（金）

9月10日（木）・11日（金）／10月8日（木）・9日（金）

1日10組限定！

お早めにご予約ください

☎029-886-4801

平日9:00～17:00

会場

税理士法人日本会計グループ
久保ノ谷会計事務所

茨城県つくば市松代2-10-5 ● 駐車場あります。



「相続」「生前対策」のこんなお悩み、ぜひ専門家にご相談ください。

※税理士、司法書士、行政書士が対応 弁護士、その他の専門家をご紹介することも可能です。

相続について

相続手続き

- 戸籍や住民票を集めるのが大変
- 預貯金の解約手続きについて知りたい
- 不動産の名義変更は必ずするもの？
- 遺産分割協議書について教えてほしい



相続手続きは、多くの方が経験したことのないことです。専門家に相談、依頼するのがスムーズな手続きの近道です。

相続税申告

- 相続税申告が必要かどうか判断してほしい
- 税務署から相続税についてのお尋ねが届いた
- 有利な税制を活用したいので専門家に依頼したい
- 税務調査のことについて知りたい

経験豊富な税理士が親身に対応いたします。もちろん、相続税申告のご依頼もお受けいたします。

相続税申告には期限があります。

相続税の申告は、被相続人が亡くなってから10か月以内にしなければなりません。期限を過ぎると加算税や延滞税のペナルティが課されます。また申告をすることで受けられる税金計算上の特典が受けられず、当社にも直前になって相談にくるケースがあります。

相続申告に期限があることを知らなかった

自分で手続きを行おうとしたが難しく途中で断念してしまった

税金がかからないと思っていたが考え方を間違えていた…など

当グループでは積極的に「書面添付制度」をおこなっています。

書面添付制度を利用するケースでは、税務調査の可能性が減るだけでなく、申告漏れなどの指摘を受けた場合に発生する「加算税」というペナルティの負担も減らすことができます。

ご存知ですか？

生前対策について

生前の相続税対策

- 相続税がどのくらいになるか知りたい
- 今からできる節税対策を教えてください
- 不動産ばかりで相続税の納税資金が心配
- 二次相続も考えた遺産分割についてアドバイスがほしい

相続税の節税は長期的な対策が有効です。今からできることを始めましょう。

相続を争族としないために

- 遺言についてのアドバイスがほしい
- 認知症の相続人がいる場合の遺産分割手続きを知りたい
- 家族信託について知りたい



相続トラブルの75%が、財産5,000万円以下といわれています。対策に財産額は関係ありません。

こんな場合は「遺言」を残しましょう！

- ☐ 子供がいないので財産は配偶者に全て渡したい
- ☐ 子供間に経済的な格差がある
- ☐ 相続をめぐって親族が争ってほしくない
- ☐ 特定の相続人に財産を残したい
- ☐ 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- ☐ 遺産を社会や福祉のために役立てたい
- ☐ 遺産のほとんどが不動産だ

ひとつでも当てはまる方は

遺言を利用した生前対策が有効です！

家族間での相続争いは年々増加しています。当グループでは、「後悔しない遺言」を作成するためのサポートをいたします。

公正証書遺言

自筆証書遺言

証人立合い

遺言執行

ご相談の事例紹介

●相続税はどれくらい？

90歳になる母が、母名義の不動産を多く所有しています。父は他界しており、兄弟は私と弟の二人ですが、母が亡くなった時に一体いくら相続税がかかるのでしょうか？

<男性 会社員(62歳)>

必要項目をご提示いただけましたら、当社で相続シュミレーションを行います。現在の土地の路線価で評価し、現預金やその他の財産内容を伺って、いくら相続税がかかるか計算させて頂き、今後、どのような対策をしたら良いかご提案することができます。

●相続を受ける側の手続きとは？

子どものいない叔母夫婦から、私に財産を全部譲りたいと言われました。今後、どのような手続きをしたら良いのでしょうか？

<女性 主婦(34歳)>

将来、財産を受け取るために、遺言書の作成や家族信託等があります。ご説明をしながら、どのような方法が良いか一緒に考え、司法書士や行政書士等の専門家と一体になって書類作成等のご提案と実施をすることができます。

●税金を抑えて、家族に財産を遺すには？

妻が52歳、子供は18歳です。自分亡き後も、二人が安心して生活ができるよう財産を遺したいです。相続税で不動産を売却したり、自宅を手放すことがないように準備するには？

<男性 会社経営(73歳)>

ご自身名義でお持ちの財産を教えてください、財産を評価いたします。その後、どのように奥様やお子様に財産を分けていきたいかを相談しながら、生前贈与の計画を立てることができます。

●相続人以外にも財産を遺すには？

息子が二人おりますが、そのうち長男家族と二世帯で暮らしています。妻が亡くなった後、生活面の世話をしてくれている長男の嫁にもいくらか財産を残したいのですが？

<男性 自営業(65歳)>

「息子の妻」は法定相続人にならないため、財産を遺すには遺言書を作成するなどの方法があります。その際は「公正遺言書」にする、遺留分を侵害しない、相続人の感情へ配慮することの3点に気を付ける必要があります。